

お知らせ

第 112 号

2015. 8. 1 発行

TEL 019-622-1038

FAX 019-622-1056

『マイナンバー制度 対策セミナー』開催します (受託先事業所様限定)

- ◆ 平成28年1月から、いよいよマイナンバーの行政手続での利用が始まります。27年10月にはマイナンバー「通知カード」が住民票の住所へ送付されます。事業者の皆様は従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

各種アンケート結果等を見ますと「マイナンバー制度導入に向けた準備計画の作成」や「社内規程や必要書類の具体的な作成方法」などに困っていると回答する事業所様が非常に多いようです。そこで、当事務所では、対応にお悩みの事業所様向けに別紙のセミナーを開催することに致しました。是非ご参加下さい。

“熱中症”にご注意下さい

- ◆ 7月から8月は熱中症発生のピーク時期です。仕事中の水分補給と暑さ対策にはくれぐれもご注意ください(時間別では午後3時から午後4時台の発生が多くなっています)。少しでも異常な様子が見られた場合には、下記の手当を行いましょう。

- ◇ 暑い場所から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す
- ◇ 水や塩分を摂らせる
- ◇ 衣類をゆるめる(場合によっては脱がせる)
- ◇ うちわ、扇風機などの風に当てたり、氷嚢を首やわきの下、足の付け根に当てる

なお、返事がおかしい、真直ぐに歩けないなどⅢ度と言われる症状が見られた場合は非常に危険です。救急車を呼ぶなどの適切な対応が必要になってきます。

健康保険被扶養者の資格再確認の控を同封いたしました

- ◆ 健康保険の被扶養者について行われた資格再確認の控を同封いたしました。今年度も、対象者の収入増、就職による異動(削除)の届出漏れが数件ありました。異動(削除)の届出漏れは、健康保険料率に影響してきます。また、被扶養者の適正な把握は、源泉所得税の徴収や家族手当の支給など給与計算事務にも関係する場合があります。遅滞ない届出を従業員の方々に周知下さいますようお願い致します。

労働保険料の納付日について

- ◆ 平成27年度の労働保険年度更新の申告が終わりました。現金納付の場合の第2期・第3期、また口座振替利用の場合、労働保険事務組合委託の場合の納期は下記のとおりとなりますのでご確認ください。

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合	平成27年7月10日	平成27年11月2日	平成28年2月1日
口座振替利用の場合	平成27年9月7日	平成27年11月16日	平成28年2月15日
労働保険事務組合委託の場合	平成27年8月20日	平成27年10月30日	平成28年1月29日

なお、労働保険料口座振替納付をご希望の事業所様は、担当者までお申し付け下さい。